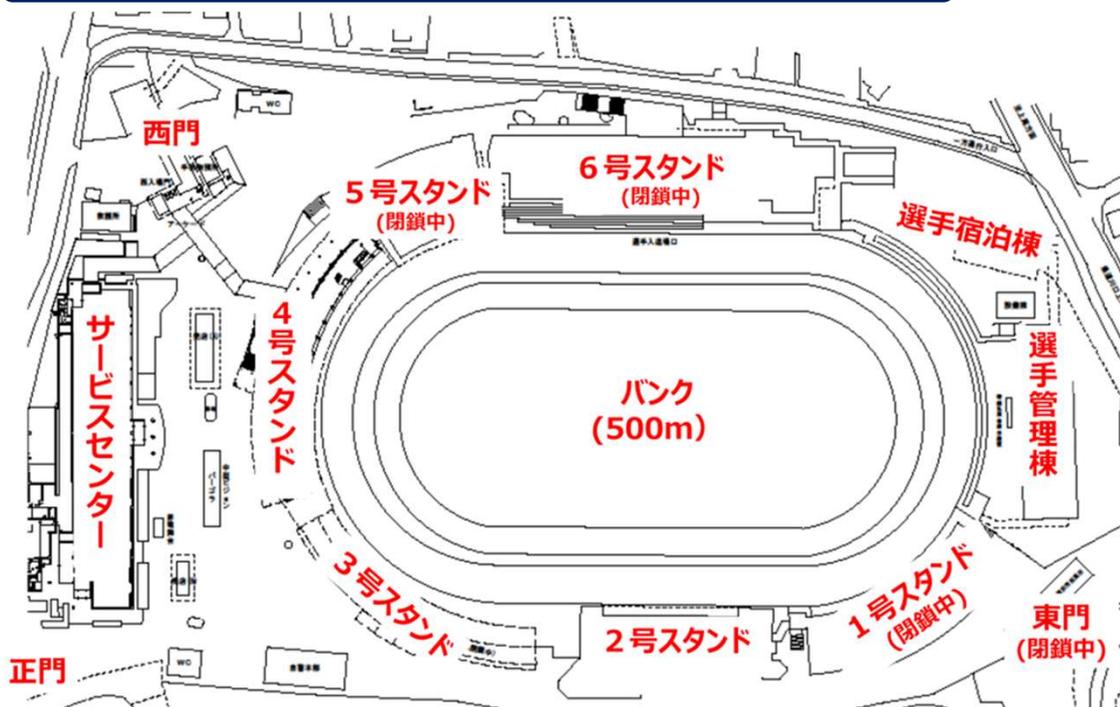


第10回（令和6年度第1回） 埼玉県競輪事業検討委員会 資料2

「大宮双輪場のあり方について」

大宮双輪場のあり方について

1 大宮双輪場の施設概要



歴史

- 1939 (昭和14) 年 双輪場完成
日本初の自転車競技場
- 1940 (昭和15) 年 陸上競技場完成
- 1948 (昭和23) 年 陸上競技第2種競技場に登録
- 1949 (昭和24) 年 第1回大宮競輪開催
東日本初の競輪開催・全国2例目
- 1951 (昭和26) 年 第1回全国都道府県対抗競輪 (特別競輪) 開催
- 1993 (平成 5) 年 陸上競技場登録を廃止

建物の状況

※3~5号スタンドは耐震補強工事済み

建物名称	竣工年	建物名称	竣工年
1号スタンド	H 5	6号スタンド	S 5 7
2号スタンド	H 2	サービスセンター	S 6 1
3号スタンド	S 4 0	選手管理棟	S 5 8
4号スタンド	S 3 4	選手宿泊棟	H 7
5号スタンド	S 5 4		

- いずれの建物も耐震性能上、問題はないが、老朽化は進んでいる。
- 外壁の剥がれや雨漏りなどが散見され、定期的な補修工事が必要。
- 照明設備がなく、ナイターやミッドナイト開催が不可。

大宮双輪場のあり方について

2 今後の検討スケジュール

大宮公園陸上競技場兼双輪場のあり方の検討状況

令和6年3月
総務部県営競技事務所

埼玉県議会令和6年2月定例会
総務県民生活委員会報告資料

【令和5年度当初予算 附帯決議】

大宮公園陸上競技場兼双輪場については、老朽化により陸上競技場としての機能は既に喪失しているとともに今後のコスト増大が明らかであり、大宮スーパー・ボールパーク構想の阻害要因となっている。
大宮公園陸上競技場兼双輪場の使用期限を明確にするともに、民間資金・ノウハウを活用した施設整備を前提に検討し、それらを活用できない場合は一場体制も視野に期限を決めて検討すること。

1 使用期限

- 耐震性の基準は満たしている一方、全体的に劣化が進んでいる
- 競輪事業は売上、収益ともに増加傾向

野球場やサッカー場、賑わい施設を含む大宮スーパー・ボールパーク構想全体の進捗に合わせて双輪場の使用期限を検討

2 あり方の検討状況

【令和5年度】

- 民間を活用した競輪場整備事例の調査、関係者ヒアリングを実施
- 埼玉県競輪事業検討委員会において現在地での建替や廃止などのパターン別のメリット・デメリット等を検討

【令和6年度】

- 民間活用手法の整理や今後の収益性の委託調査を実施
- 競輪事業検討委員会における意見を踏まえ、方向性をとりまとめ

3 スケジュール

令和5年度

令和6年度

令和5年度				令和6年度	
4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	上半期	下半期
	■第1回競輪事業検討委員会(9/14) ・民間を活用した再整備事例の整理等		■第2回競輪事業検討委員会(1/22) ・パターン別のメリット・デメリットの検討等	■第1回競輪事業検討委員会 ・ライフ・サイクル・コストの検討等	■第2回競輪事業検討委員会 ・これまでの議論を踏まえた総合的な評価 ■第3回競輪事業検討委員会 ・まとめ
○民間資金・ノウハウを活用した競輪場整備事例調査 ○関係者ヒアリング (競輪選手会、アマチュア競技者、周辺自治会、専門家等)				○委託調査実施 (民間活用手法の整理、今後の収益性)	
				○方向性のとりまとめ	

令和6年度検討スケジュール案

時期	概要	主な内容
9/24(火)	令和6年度第1回	・存廃に係るメリット、デメリットの整理やライフサイクルコストの試算に基づく今後の方向性の検討
10月下旬頃	令和6年度第2回	・第1回における課題等の報告、第3回に向けた課題整理
11月上旬頃	令和6年度第3回	・取りまとめ

大宮双輪場のあり方について

3 検討パターンの整理

- 大宮双輪場の今後のあり方については、以下のパターンが想定される。

なお、現在の大宮双輪場の継続使用は大宮S B P構想の趣旨に合致しないため検討の対象外とした。

	パターン	建替場所	施設整備主体	備考
パターン0	継続使用	—	—	施設の老朽化や閉鎖中の施設があることを踏まえると、今後競輪事業を継続するには建替えが必要
パターン1	建替え・県建設	現在地（大宮第1公園内）	県	
パターン2	建替え・民間活用	現在地（大宮第1公園内）	民間	今後民間活用手法の整理と適応可能性の検討を更に進める。
パターン3	建替え・県建設・移転	他の場所（大宮第1公園外）	県	
パターン4	建替え・民間活用・移転	他の場所（大宮第1公園外）	民間	今後民間活用手法の整理と適応可能性の検討を更に進める
パターン5	廃止（西武園1場体制）	—	—	

4 検討（議論）の内容・ポイント

- 令和6年度中に方向性を決定する以下の内容について、埼玉県競輪事業検討委員会で検討を進め、委員会としての意見を取りまとめる。

【今年度中に方向性を決定する内容】

- ・ 大宮双輪場について
「存続（建替）」か「廃止」か
- ・ 存続（建替）する場合
「現在地（大宮第1公園内）」か「移転」か

※ 今後、上記方向性を踏まえ、「整備主体」や「整備手法」等の検討を進める。

大宮双輪場のあり方について

5 存廃に係るメリット・デメリット ①大宮双輪場**存続**（**現在地建替**）

検討視点	メリット	デメリット
事業継続	<ul style="list-style-type: none"> 2場体制により高い売上・収益の実現 大宮で特別競輪等が開催でき、高い売上・収益の実現 計画的かつ早期の再整備が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 施設整備費の負担により、一般会計への繰出に影響
施設整備	<p>【共通事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 土地取得コスト不要で少ない事業費で整備可能 <p>【県資金を活用した場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県の意向による施設整備が可能 施設改善等が県主体で実施可能 整備手法（DB・DBO）により民間の創意工夫も反映可能 <p>【民間資金を活用した場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 整備費の負担が分散され、一時的な財政負担が軽減 民間の創意工夫がより反映可能 <p>【民間資金を活用し、民間が施設を所有した場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県による施設管理が不要 	<p>【共通事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大宮スーパー・ボールパーク構想との関連性により整備に制約が生じる可能性 競輪専用の施設では公園施設として認められず、都市公園法に適合する施設とする必要 <p>【県資金を活用した場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 整備費が一時的に増加 <p>【民間資金を活用した場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間の資金調達費用が発生し総事業費が増加するため、長期間に渡り高額な委託料等が発生 資金調達した民間事業者の倒産等のリスク 施設改善等に県の意見が反映されにくい懸念 <p>【民間資金を活用し、民間が施設を所有した場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記に加え、固定資産税等が発生し総事業費が増加するため、長期間に渡り高額な委託料等が発生
自転車競技者	<ul style="list-style-type: none"> 新設による設備向上で、競技者の練習環境が向上 交通アクセスが良好で県内外の競技者から見た魅力が向上 	
公園利用者	<ul style="list-style-type: none"> 多目的施設としてカフェ・レストラン・ジムなどを併設することで公園自体の魅力向上に寄与 競輪開催に合わせたイベント実施等による集客で公園全体の賑わい創出に寄与 	
周辺環境・雇用	<ul style="list-style-type: none"> 関連事業者の取引・雇用が維持可能 来場者等の消費による経済効果が維持可能 	<ul style="list-style-type: none"> 生活環境への懸念が継続

大宮双輪場のあり方について

5 存廃に係るメリット・デメリット ②大宮双輪場**存続**（**移転**）

検討視点	メリット	デメリット
事業継続	<ul style="list-style-type: none"> 2場体制により高い売上・収益の実現 新たな競輪場でも特別競輪等が開催でき、より高い売上・収益の実現 	<ul style="list-style-type: none"> 施設整備費の負担により、一般会計への繰出に影響 多額の土地取得費用が見込まれ、事業収益に大きく影響する懸念 移転には国の許可が必要で、そのプロセスとして公聴会での意見聴取等があり事業実施まで時間がかかる懸念
施設整備	<p>【共通事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 移転地によっては施設の規模等への制約がなく競輪専用施設での整備ができる可能性 <p>【県資金を活用した場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県の意向による施設整備が可能 施設改善等が県主体で実施可能 整備手法（DB・DBO）により民間の創意工夫も反映可能 <p>【民間資金を活用した場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 整備費の負担が分散され、一時的な財政負担が軽減 民間の創意工夫がより反映可能 <p>【民間資金を活用し、民間が施設を所有した場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県による施設管理が不要 	<p>【共通事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 適切な移転地の確保には時間がかかり、再整備が進まない懸念（最悪中止） <p>【県資金を活用した場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 整備費が一時的に増加 <p>【民間資金を活用した場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間の資金調達費用が発生し総事業費が増加するため、長期間に渡り高額な包括委託料等が発生 資金調達した民間事業者の倒産等のリスク 施設改善等に県の意見が反映されにくい懸念 <p>【民間資金を活用し、民間が施設を所有した場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記に加え、固定資産税等が発生し総事業費が増加するため、長期間に渡り高額な包括委託料等が発生
自転車競技者	<ul style="list-style-type: none"> 新設による設備向上で、競技者の練習環境が向上 	<ul style="list-style-type: none"> 移転地によっては競技者の利便性が低下
周辺環境・雇用	<ul style="list-style-type: none"> 移転地における関連事業者の取引・雇用を創出 移転地における来場者等の消費による経済効果を創出 	<ul style="list-style-type: none"> 候補地の周辺住民の理解が得られない懸念 大宮公園周辺地域における関連事業者の取引・雇用が消失 大宮公園周辺地域における来場者等の消費による経済効果が消失

大宮双輪場のあり方について

5 存廃に係るメリット・デメリット ③大宮双輪場廃止

検討視点	メリット	デメリット
事業継続	<ul style="list-style-type: none"> 競輪場整備費用が不要 	<ul style="list-style-type: none"> 売上・収益が大きく減少し一般会計への繰出に影響 包括委託料や場使用料の見直し、西武園競輪場の老朽化等、収益悪化につながる要素が懸念
施設整備		<ul style="list-style-type: none"> 施設の補修や更新が県の意思で行うことができない懸念 施設所有者の経営判断に事業継続が左右される懸念
自転車競技者		<ul style="list-style-type: none"> 施設減少による練習拠点の消失、老朽化により競技者の利便性が低下
周辺環境・雇用	<ul style="list-style-type: none"> 周辺環境への懸念が解消 	<ul style="list-style-type: none"> 大宮公園周辺地域における関連事業者の取引・雇用が消失 大宮公園周辺地域における来場者等の消費による経済効果が消失

大宮双輪場のあり方について

5 存廃に係るメリット・デメリット（取りまとめ）

■ 大宮双輪場の存廃と存続した場合のメリット・デメリットの概要は以下のとおりである。

存廃	建設地	主なメリット・デメリット
存続	① <u>現在地建替</u>	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 2 場体制により高い売上・収益の実現 計画的かつ早期の再整備が可能 多目的施設としてカフェ・レストラン・ジムなどを併設することで公園自体の魅力向上に寄与 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大宮スーパー・ボールパーク構想との関連性により整備に制約が生じる可能性 競輪専用の施設では公園施設として認められず、都市公園法に適合する施設とする必要
	② <u>移転</u>	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 2 場体制により高い売上・収益の実現 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 候補地の周辺住民の理解が得られない懸念 適切な移転地の確保には時間がかかり、再整備が進まない懸念（最悪中止） 移転には国の許可が必要で、そのプロセスとして公聴会での意見聴取等があり事業実施まで時間がかかる懸念
③ <u>廃止</u> <u>(西武園一場体制)</u>		<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 競輪場整備費用が不要 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 売上・収益が大きく減少し一般会計への繰出に影響 施設所有者の経営判断に県営競輪事業の継続が左右される懸念

大宮双輪場のあり方について

6 ライフサイクルコスト試算（試算の前提）

- 期間 ・計画策定に1.5年、設計・施工に3.5年（合計計5年）→**令和12年度**に開設
・民間活用整備を実施している他の競輪場を参考に、**建替え後30年間**（R12～R41）の収益を試算

- 売上見込み **ケースA：R12まで2.6%増加、R13以降横ばい**
ケースB：R12まで2.6%増加、R13以降1.5%減少
ケースC：R7まで直近増加率で増加、R12まで横ばい、R13以降3.3%減少

※R5売上実績を基準に算出

※新競輪場で5年に1回G Iを開催、ミッドナイト及びナイターを開催

※西武園競輪場では10年に1回G Iを開催、ミッドナイト及びナイターは現状どおり

- **「土地取得費用」**は県内宅地の平均価格（20万円/㎡）に必要敷地面積（5万㎡・松戸競輪場参考）を乗じた**100億円**とする。
- **「建設費用」**は最近の他競輪場での整備事例などを参考に**97億円**とする。

■「開催経費」、「包括委託料」、「その他収入」は令和5年度実績等を基に試算

■「その他費用」は維持管理費、修繕費、国有財産使用料、資金調達費用、固定資産税などをパターン別に算出

大宮双輪場のあり方について

6 ライフサイクルコスト試算（前提条件の補足）

1. 収入関係

■売上(収入)見込み：

ケースA：R12まで2.6%増加、R13以降横ばい

- ・競輪業界全体の売上目標(R7売上・1.25兆円)の達成には、R5の売上を2.6%/年増加させる必要あり(参考 R4→R5増加率：9.0%/年)
- ・目標年度であるR7までの2年間は2.6%/年増加し、その後R12までの5年間、引き続き2.6%/年増加

ケースB：R12まで2.6%増加、R13以降1.5%減少

- ・競輪業界の売上はH3をピークにH25まで22年間減少、その減少期の最後の3年間(H23～H25)の平均減少率は1.5%/年【短期的視点】
※H22～H24にかけて、ミッドナイト競輪やガールズ競輪が開始され、H25までに現在の競輪体制を整備したことにより減少幅が縮小しH26からは売上が増加
- ・売上のピークであるH3から直近のR5まで33年間の年平均減少率は1.5%/年【長期的視点】

ケースC：R7まで直近増加率で増加、R12まで横ばい、R13以降3.3%減少

- ・直近増加率は、R4→R5のグレードごとの増加率を使用(例：GⅢ 0.4%/年、ミッドナイト 5.5%/年)し2年間同率で増加、その後R12までの5年間横ばい
- ・売上のピークであるH3からR2までの30年間の年平均減少率は3.3%/年

2. 支出関係

■建設費用：最近の他競輪場での整備事例(玉野、岐阜、小松島)などを事例をもとに計97億円を算出

(内訳) メインスタンド：45億円、選手管理棟：16億円、バンク：6億円、照明：3億円、選手宿舎：14億円、外構整備費：6億円、設計費：7億円

■その他費用：

(内訳) 維持管理費(光熱水費)：30億円、修繕費：20億円、国有財産使用料：9億円、施設使用料：97億円、資金調達費用：21億円、
固定資産税等(建物)：20億円、国有資産等所在市町村交付金(土地)：公園内の場合：35億円・移転の場合：25億円

大宮双輪場のあり方について

6 ライフサイクルコスト試算（結果）

■ 現在地建替え及び移転の場合の整備費用等は、現在の整備手法である「県資金による整備」での試算内容を記載した。

■ いずれのケースでも「現在地建替」の収益が最も高く、ケースCでは「移転」の収益が赤字となる。 （単位：億円）

ケースA 令和12年度まで2.6%増加、 令和13年度以降横ばい	包括委託				その他収入	県収益計	建設費用 土地取得費用	その他費用	整備費用等計	競輪事業収益	1年あたりの 収益	解体費
	収入	支出		県収益								
		開催経費	包括委託料									
①現在地建替	21,433	19,701	1,050	682	6	688	97	59	156	532	17.7	17
②移転							197	50	247	441	14.7	
③廃止（西武園1場体制）	10,526	9,795	631	100	3	103	0	0	0	103	3.4	

ケースB 令和12年度まで2.6%増加、 令和13年度以降1.5%減少	包括委託				その他収入	県収益計	建設費用 土地取得費用	その他費用	整備費用等計	競輪事業収益	1年あたりの 収益	解体費
	収入	支出		県収益								
		開催経費	包括委託料									
①現在地建替	17,540	16,202	987	351	6	357	97	59	156	201	6.7	17
②移転							197	50	247	110	3.7	
③廃止（西武園1場体制）	8,590	8,041	469	79	3	82	0	0	0	82	2.7	

ケースC 令和7年度まで直近増加率で増加、 令和12年度まで横ばい、 令和13年度以降3.3%減少	包括委託				その他収入	県収益計	建設費用 土地取得費用	その他費用	整備費用等計	競輪事業収益	1年あたりの 収益	解体費
	収入	支出		県収益								
		開催経費	包括委託料									
①現在地建替	13,421	12,491	738	192	6	198	97	59	156	42	1.4	17
②移転							197	50	247	▲49	▲1.6	
③廃止（西武園1場体制）	6,570	6,208	347	16	3	19	0	0	0	19	0.6	

大宮双輪場のあり方について

7 検討パターンごとの総括

■ 大宮双輪場の存廃と存続した場合の建設地の各パターンについて、メリット・デメリットや収益性を整理した。

存廃	建設地	主なメリット・デメリット	収益性 (ケースB・ 県資金建替え)	想定される 整備手法
存続	① <u>現在地建替</u>	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 2場体制により高い売上・収益の実現 計画的かつ早期の再整備が可能 多目的施設としてカフェ・レストラン・ジムなどを併設することで公園自体の魅力向上に寄与 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大宮スーパー・ボールパーク構想との関連性により整備に制約が生じる可能性 競輪専用の施設では公園施設として認められず、都市公園法に適合する施設とする必要 	6.7億円/年	<p>【県資金で整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> DB(+0) DBO <p>【民間資金で整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> PFI(BTO) 土地賃借 + 包括委託
	② <u>移転</u>	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 2場体制により高い売上・収益の実現 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 候補地の周辺住民の理解が得られない懸念 適切な移転地の確保には時間がかかり、再整備が進まない懸念(最悪中止) 移転には国の許可が必要で、そのプロセスとして公聴会での意見聴取等があり事業実施まで時間がかかる懸念 	3.7億円/年	
③ <u>廃止</u> (西武園一場体制)		<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 競輪場整備費用が不要 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 売上・収益が大きく減少し一般会計への繰出に影響 施設所有者の経営判断に県営競輪事業の継続が左右される懸念 	2.7億円/年	-

大宮双輪場のあり方について

【参考資料】 民間ポータル年代別データ

■2022年度年代別 民間ポータルサイト購入額シェア

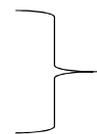
20代 16.7%

30代 28.7%

40代 28.4%

50代 16.9%

60代～ 9.4%



30～40代で売上の50%を超える

【出典】 競輪中期基本方針（2021～2025年度）の進捗状況(2023年5月24日)
（（公社）全国競輪施行者協議会、（公財）JKA、（一社）日本競輪選手会）